



毎月2回10日・25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 ㈱ 東 洋

購 読 料 (前納)
1 年 10,800 円
1 箇月 900 円

目 次

条 例

- ◇川崎市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (第22号) 547
- ◇川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 (第23号) 547
- ◇川崎市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 (第24号) 548
- ◇川崎市市税条例の一部を改正する条例 (第25号) 548
- ◇川崎市保育園条例の一部を改正する条例 (第26号) 548
- ◇川崎市老人いこいの家条例の一部を改正する条例 (第27号) 549
- ◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例 (第28号) 549
- ◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例 (第29号) 549
- ◇川崎市火災予防条例の一部を改正する条例 (第30号) 550

規 則

- ◇川崎市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 (第60号) 550
- ◇川崎市事務分掌規則及び川崎市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則 (第61号) 550
- ◇川崎市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則 (第62号) 551
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第63号) 551
- ◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 (第64号) 552
- ◇川崎市母子保健法施行細則等の一部

- を改正する規則 (第65号) 552
- ◇川崎市港湾施設条例施行規則の一部を改正する規則 (第66号) 553
- ◇川崎市港湾振興会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (第67号) 553
- ◇川崎市港湾振興会館条例施行規則の一部を改正する規則 (第68号) 553

告 示

- ◇総務局行財政改革室刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第353号) 553
- ◇「平成22年度川崎市職員録」の有償頒布業務に係る収納事務の委託 (第354号) 554
- ◇平成21年度社団法人全国市有物件災害共済会の事業経営状況の公表 (第355号) 554
- ◇道路区域の変更 (第356号) 554
- ◇道路の供用開始 (第357号) 555
- ◇道路区域の変更 (第358号) 555
- ◇道路の供用開始 (第359号) 555
- ◇自転車等の撤去と保管 (第360号) 555
- ◇道路区域の変更 (第361号) 555
- ◇道路の供用開始 (第362号) 556
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定 (第363号) 556
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更 (第364号) 556
- ◇生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止 (第365号) 556
- ◇議決された予算の公表 (第366号) 556
- ◇御幸日中活動センターの指定管理者の指定 (第367号) 557

第1条 川崎市事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第5条の表市民生活部の部地域安全推進課の項第4号中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加える。

（川崎市市区役所等事務分掌規則の一部改正）

第2条 川崎市市区役所等事務分掌規則（昭和47年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表区民協働推進部の部地域振興課の項第10号中「自衛官」の次に「及び自衛官候補生」を加える。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

川崎市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第62号

川崎市公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則

川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書を削り、同条に次の2項を加える。

2 前項に定めるもののほか、市長は、同項第1号に掲げる工事のうち、工期が2月以上で市長が必要と認めるものについては、次に掲げる要件のすべてに該当することの認定を行い、当該認定を受けた工事の請負人に対し、同号に規定する額の範囲内で既に支払った前払金に追加して支払う前払金（以下「中間前払金」という。）として請負金額の2割に相当する額の範囲内で前金払をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費が請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (4) 当該工事において、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第44条第1項に規定する内払（別に定めるものを除く。）がされていないこと。

3 中間前払金の支払について必要な事項は、別に定める。

第3条中「前払金」の次に「(中間前払金を含む。以下同じ。)」を加え、「にその写し1通を添えて、これ」を削る。

第5条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に、「同項」を「前項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。
(川崎市契約規則の一部改正)

2 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第45条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3項中「の工事」の次に「又は前払金に関する規則第2条第2項に規定する中間前払金が支払われた工事」を、「内払」の次に「(別に定めるものを除く。)」を加える。

第6号様式第35条第1項中「額の前払金」の次に「(中間前払金(川崎市公共工事の前払金に関する規則(昭和38年川崎市規則第40号。以下「前払金に関する規則」という。)第2条第2項に規定する中間前払金をいう。以下同じ。)を除く。)」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項又は第2項」に改め、「前払金」の次に「(中間前払金を含む。以下同じ。)」を加え、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 乙は、前項の規定による前払金の請求をして、当該前払金の支払を受けた後、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負金額の10分の2以内で甲が定める額の中間前払金の支払を甲に請求することができる。

3 乙は、中間前払金の支払を請求しようとするときは、保証契約を締結する前に、この工事が前払金に関する規則第2条第2項各号に掲げる要件のすべてに該当することの認定を受けなければならない。

第6号様式第36条第3項中「川崎市公共工事の前払金に関する規則（昭和38年川崎市規則第40号）」を「前払金に関する規則」に改める。

第6号様式第40条第3項中「の工事」の次に「又は中間前払金が支払われた工事」を、「内払」の次に「(別に定めるものを除く。)」を加える。

第6号様式第51条第3項中「第35条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項前段」を「第1項前段」に改め、同条(注)中「第35条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

第6号様式第61条第2項から第4項までの規定中「第35条第1項」の次に「又は第2項」を加える。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第63号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則（平成12年川崎市規則第128号）の一部を次のように改正する。

第39条第2項第3号に次のように加える。

（ウ）ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第64号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する
条例施行規則の一部を改正する規則の一部
を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年6月30日」を「平成25年6月30日」に改める。

附則別表中「平成22年6月30日」を「平成25年6月30日」に改め、同表アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項中「500ミリグラム」を「400ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

川崎市母子保健法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年6月30日

川崎市市長 阿 部 孝 夫

川崎市規則第65号

川崎市母子保健法施行細則等の一部を改正
する規則

（川崎市母子保健法施行細則の一部改正）

第1条 川崎市母子保健法施行細則（昭和62年川崎市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第314条の8及び同法附則第5条第3項」を「第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考第2項第1号中「第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項」を「第78条第1項及び第2項

（同項第2号及び第3号の規定については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

（川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則の一部改正）

第2条 川崎市小児慢性特定疾患医療給付事務取扱細則（平成17年川崎市規則第41号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項第1号中「第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項」を「第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号の規定については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

（川崎市結核児童療育給付事務取扱細則の一部改正）

第3条 川崎市結核児童療育給付事務取扱細則（昭和47年川崎市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表備考第1項中「第314条の8及び同法附則第5条第3項」を「第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第6項」に改め、同表備考第2項第1号中「第92条第1項並びに第95条第1項、第2項及び第3項」を「第78条第1項及び第2項（同項第2号及び第3号の規定については、地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで」に改め、同項第2号中「第41条の2」の次に「、第41条の3の2第4項及び第5項」を加え、「及び第41条の19の3第1項」を「、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項」に改める。

（川崎市児童福祉法施行細則の一部改正）

第4条 川崎市児童福祉法施行細則（昭和47年川崎市規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表第4備考第3項第1号中「、同条第2項第1号、第2号（」を「及び第2項（同項第2号及び第3号の規定については、」に、「寄付金に限る。）及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄付金）を「寄附金」に改め、同項第2号中「第41条の19の2第1項」の次に「、第41条の19の3第1項及び第